



Ministry of Justice
Japan

法務及び司法行政分野における
日本国法務省とベトナム社会主義共和国司法省との間の
協力覚書

日本国法務省及びベトナム社会主義共和国司法省（以下、個別的に「当事者」と、集合的に「両当事者」という。）は、

2018年5月31日にベトナム国家主席が訪日した際の日越共同声明に基づき、
両当事者の法務及び司法分野における協力関係を強化及び促進することを希望し、

次の認識に至った。

第1項
協力の原則

両当事者は、国家主権及び相互理解の尊重に基づき、かつ、各当事者の国内法に従って、本覚書に基づく協力的活動を実施する。

第2項
協力分野

両当事者は、次の分野において協力を開始する。

1. 民事、刑事、行政及び商事における法及び法制度の発展
2. 法務及び司法関係職員の訓練と能力開発
3. 法務及び司法分野の発展のための効果的な情報管理
4. 両当事者が相互に関心を有するその他の分野

第3項
協力形態

両当事者は、次の形態で、第2項（協力分野）で言及された分野での協力を行う。

1. 相互訪問及び研究旅行
2. 法務及び司法分野に関する会議、セミナー及び研修の開催
3. 情報及び専門知識の交換
4. 公表された資料及び出版物の交換

5. 両当事者が決定するその他の協力形態

第4項
連絡先

1. 本覚書の実施を担当する各当事者の連絡先は、次のとおりとする。
日本国法務省：大臣官房国際課
ベトナム社会主義共和国司法省：国際協力部
2. 各当事者は、連絡先に変更が生じた場合には、速やかに他方の当事者に通知する。

第5項
金銭面での取決め

1. 各当事者は、両当事者が相互に決定をしない限り、本覚書の下での全ての協力活動に関する各自の費用を負担する。
2. 本覚書に基づく全ての協力活動は、各当事者の予算の範囲内で実施される。

第6項
覚書の実施

1. 本覚書の実施に際し、両当事者は具体的な協力活動を事前に協議する。
2. 本覚書の実施に際し、両当事者は特定の活動の実施にはそれぞれの公用語を使用する。両当事者が相互に決定をしない限り、両当事者の連絡先間の連絡、情報交換及び調整には英語が使用される。

第7項
修正

本覚書は、両当事者間の相互の同意により、書面によりいつでも修正することができる。当該修正は、両当事者が相互に決定する日から有効となり、本覚書の不可分の一部を構成する。

第8項
紛争解決

本覚書の解釈又は実施において生ずる両当事者間のいかなる紛争も、協議及び交渉を通じて誠意をもって解決される。

第9項
情報の保全

1. 各当事者は、本覚書の下での協力活動の過程で得られた「秘密」と記された、

又は特定された情報の秘密を確保し、当該協力活動の実施の目的のみに使用する。

2. いずれの当事者も、本覚書の実施過程で他方の当事者から提供された秘密情報、文書又はデータのいずれによっても、他方の当事者が書面により明示的に承諾しない限り、第三者に提供してはならない。

第10項 開始、期間及び終了

1. 本覚書における協力は、両当事者の署名時点から開始される。
2. 各当事者は、連絡先を通じ、6ヶ月前までに他方の当事者に書面で終了の意思を通知することにより、本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了に伴い、両当事者は、本覚書に基づく進行中の協力的活動を継続するか否かについて、協議を通じて決定する。

第11項 本覚書の非拘束力

本覚書は、全ての者及び両当事者に対して、いかなる国内及び国際法上の法的権利又は義務を生じさせない。

2020年10月19日、同等の価値を有する日本語、ベトナム語及び英語のテキストによりそれぞれ2部作成される。解釈に相違がある場合には、英語のテキストによる。

日本国法務省のために:

上川 陽子

日本国法務大臣
上川 陽子

ベトナム社会主義共和国司法省のため *se*
めに:

Tham

ベトナム社会主義共和国司法大臣
レー・ティン・ロン